

行政報告(追加)

1 ふるさと納税の新たな取組みについて

当町のふるさと納税による寄付金については、制度開始前の「福島町ふるさと応援基金条例」により管理・運用をしてきたところでありますが、町では本年7月よりふるさと納税制度をこれまで以上に積極的に活用し、寄付金を財源にまちづくりを進めることとしており、多くの方から応援していただけるよう、返礼品の拡充をはじめ、ふるさと納税ポータルサイトへの登録などの準備を進めております。

このため、当該条例に「ふるさと納税制度を活用して寄せられた寄付金であること」、また、「寄付金を充てることができる経費の見直し」等について規定し、ふるさと納税による寄付金を有効的に活用するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、条例の改正及び関連する予算については、6月会議に上程することとしております。